

農業ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制の更なる見直し	…………… 2
2 - 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の支援基準要件の見直し	…………… 2
3 - 動物向け体外診断用医薬品の製造販売手続きの見直し	…………… 3
4 - 農地を所有していない市民農園開設者が市町村等を介さずに農地を借りられるようにする農地貸付の見直し	…………… 3

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	26年 10月14日	27年 1月29日	農業生産法人 の構成員要件 の緩和等、農 地規制の更な る見直し	<p>農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和を迅速に進めるべきである。具体的には、企業による農業生産法人の議決権取得を全体の2分の1以上まで認めるとともに、企業による農地所有を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 2009年12月に施行された改正農地法では、リース方式による企業の農業参入は原則自由化されたものの、農業生産法人の構成員要件については、関連事業者の出資比率が原則議決権の4分の1以下に制限されている。「日本再興戦略改訂2014（2014年6月24日閣議決定）」では、構成員要件について、「議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けない」としている（次期通常国会に提出予定）。また、農地所有については、「『農地中間管理事業の推進に関する法律』の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する」とされている。</p> <p>国内に経営感覚あふれる多様な農業の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題とされている中、企業の農業参入を一層促進するとともに、その健全で安定的な経営・事業環境を整備していくことが肝要である。そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制のさらなる見直しや運用の適正化が必要であり、具体的には、企業による議決権取得を全体の2分の1以上まで認めるとともに、リース方式で参入した法人についても、農地所有を認めることが不可欠となる。</p>	日本経済団体連合会	農林水産省
2	26年 10月14日	27年 1月29日	株式会社農林 漁業成長産業 化支援機構の 支援基準要件 の見直し	<p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下、「機構」という）が支援対象とする6次産業化事業体を拡充するため、6次産業化・地産地消法における「農林漁業者等」の定義を広げるべきである。具体的には、直接的に農林水産業を営んでいない農林漁業者であっても、6次産業化の推進等、実質的に農林水産業の利益を向上させる活動をしている者については「農林漁業者」として位置づけるべきである。</p> <p>【提案理由】 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行により、農林漁業者と2次産業・3次産業の事業者（以下、「パートナー企業」という）が共同出資で設立する6次産業化事業体への出資が可能となったが、出資対象事業体には資本構成要件があり、農林漁業者とパートナー企業との関係では必ず農林漁業者の議決権割合が上回っている必要がある。また6次産業化・地産地消法で、「『農林漁業者等』とは、農業者、林業者もしくは漁業者またはこれらの者の組織する団体をいう」と規定しているが、現状では現実に農業、林業又は漁業を営んでいることが要件となっている。</p> <p>意欲のある農林漁業者は、地域の支援も含め、先見的に6次産業化に取り組んでおり、その結果、自らは農林漁業を直接営まなくなった事業者が多く存在する。こうした事業者が農林漁業者と認められないため、ファンド出資が出来ない状況にある。</p> <p>農林漁業者の定義をより広く取り、事業内容にも着目し、組織の成り立ちや農林漁業者の利益向上への役割などの観点からも農林漁業者として位置づけられれば、真に意欲のある事業体への出資が可能となり、6次産業化による新事業の創出、農林漁業全体の利益向上に資することとなる。</p>	日本経済団体連合会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	26年 10月14日	27年 1月29日	動物向け体外診断用医薬品の製造販売手続きの見直し	<p>動物向けの体外診断用医薬品の製造販売について、品目に応じて、大臣の承認を要せず届出で足りるもの（届出品目）と登録認証機関の認証を要するもの（認証品目）を指定すべきである。</p> <p>【提案理由】薬事法第14条第1項に基づく告示及び第23条の2第1項に基づく告示は、ヒト向けの体外診断用医薬品の製造販売にあたり、届出品目として130以上の品目を指定し、また、認証品目として約400の品目を指定している。</p> <p>しかし、動物向け体外診断用医薬品についてはこのような規制緩和が進んでおらず、ヒト向けでは届出とされている医薬品であっても、専ら動物向けに製造販売する場合には、農林水産大臣の承認を得る必要があり、手続きに多大な手間と時間を要している。</p> <p>動物向け体外診断用医薬品は、専ら動物の疾病の診断に使用されることを目的とし、動物の身体に直接使用されることのないものであり、当該医薬品を用いた動物の肉を通じてヒトの生命・健康に影響を与えることもない。</p> <p>動物向けの体外診断用医薬品等の製造販売についても、品目に応じて、届出品目と認証品目が指定されれば、新規参入や投資の促進が期待される。さらに、体外診断用医薬品の開発において、まず動物向けとして開発し、臨床例を積み上げ、診断手法の開発や各種課題解決を行い、十分な確認を行った上で、ヒト向けに応用していくことが可能となり、結果的にヒト向けの医療の高度化に資することとなる。</p>	日本経済団体連合会	農林水産省
4	26年 12月19日	27年 2月2日	農地を所有していない市民農園開設者が市町村等を介さずに農地を借りられるようにする農地貸付の見直し	<p>(提案の具体的内容)</p> <p>・農地を持たない者(NPO、企業等)(以下、開設者という)が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて市民農園を開設する場合、農地所有者から直接農地を借りる(使用貸借による権利又は賃借権の設定)ことができるよう法改正する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>・開設者が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて市民農園を開設する場合、農地を所有者から直接借りることはできず、市町村・農地中間管理機構(農林公社)・農地利用集積円滑化団体(JA等)(以下、市町村等という)が農地所有者から所有権を取得もしくは使用収益権を設定した農地を市町村等から借りて開設する制度となっている。</p> <p>・開設者が農地を所有者から直接借りることができず、市町村等を経由する必要があるため、手続きが煩雑であるほか、市町村等が農地の賃貸借契約及び賃借料の受け渡し等に関する事務が発生している。</p> <p>・法改正がなされた場合、市町村等の事務手続きが簡素化されることから、市民農園開設までの時間が短縮され、企業やNPO等による市民農園の開設の増加が期待できる。</p> <p>・本県特有の状況として、市民農園は都市住民を中心に需要が高く、法に基づく市民農園の開設区画数は12,718区画(25年3月末)で全国3位となっている。</p>	埼玉県	農林水産省